

## 第4回香南市農業委員会議事録（令和3年4月）

1. 開催日時 令和3年4月28日（水） 午後1時32分から午後2時54分

2. 開催場所 香我美市民館 1階大ホール

3. 出席委員（33人）

農業委員（17人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本章、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（16人）

2番松山 好、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光頭、13番河崎勝實、14番乾 祐司、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

（農業委員）10番三浦輝之、14番石丸典男

（推進委員）1番小松英介、3番宮崎誠二、15番水田恭二

5. 議事日程

(1) 開 会（会長）

(2) 議事録署名委員の指名 1番安岡洋光 2番横田榮介

(3) 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①公売に参加するための買受適格証明の発行について

②農地法第5条、受付番号6番の申請等の進捗報告について

6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦  
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第4回香南市農業委員会を開催致します。

農業委員会に関する法律の改正法が施行され、農業委員及び農地利用最適化推進委員の新体制に移行して1期3年が今月をもって終了します。各活動への皆様のご理解ご協力に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。  
最初に本日の出席委員の報告を願います。

( 開会 13時32分 )

事務局 本日の出席委員は17名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、欠席の連絡のあったのは、10, 14番農業委員、1番, 3番, 15番推進委員です。10番推進委員から遅れるという連絡を受けています。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。1番安岡委員、2番横田委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひします。

なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願ひます。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号12番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字福龍寺1356番1、地目は田、面積0.99㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば8番農業委員さんお願ひします。

8番 説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号13番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字西ノカイチ920番10外1筆、地目は田、面積は1,343㎡です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。

こちらの農地につきましては、令和3年3月1日に、3条許可を出しておりましたが、その後、譲受人を変更する旨申し出があり、そのため、先に出ておりました3条許可については取消をしております。今回改めて3条申請をするものです。

また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば7番農業委員さんお願ひします。

7番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

- 議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
- 12番  
推進委員 面積が0.99㎡ですが、間違いではないですね。
- 事務局 間違いありません。数か月前に3条申請があった土地の中にありまして、残地のような形で残っている小さな土地です。周りの土地を取得した方が今回取得すると言う事です。
- 議長 ないようでしたら、採決に入ります。農地法3条2件許可に賛成の方は挙手願います。
- 議長 全員挙手ということで、許可に同意ということに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号15番の説明を致します。  
申請地は、香我美町岸本字ワノ丸385番1、地目は畑、面積は727㎡のうち392.7㎡で、今後分筆予定です。  
位置図及び配置図は1ページと2ページ、現況写真も1ページと2ページをご覧ください。  
申請地は香我美町岸本の土佐くろしお鉄道「香我美駅」の北北西約200mに位置し、借人が自己用住宅を建築するものです。  
周囲の状況は、東は申請地の残地部分を挟み宅地および田ですが、この田は申請地から約10m程度離れており、営農への影響は無いと判断します。西は香南市道を挟み宅地および畑ですが、この畑についても申請地からは約9m以上離れており、営農への影響は無いと判断します。南は同意のある畑、北は宅地および同意のある畑です。  
農地の区分としては、「香我美駅から概ね300m以内にある農地」で第3種農地に該当すると判断します。  
造成につきましては切土・盛土は無く、土の入れ替えによる地盤改良をおこない、表層は砕石仕上げで整地する計画です。  
排水につきましては、位置図および配置図2ページのとおり、生活雑排水は西側市道に埋設された下水道管へ接続して処理、雨水は西側市道側溝へ排水します。  
排水に関しては地元の同意を得ており、西側市道側溝への雨水排水管接続については香南市建設課より許可済み、進入路である西側市道の既設通路橋の使用については特段の許可申請等が不要である旨を香南市建設課へ確認済み、下水エリア内であることは香南市上下水道課へ確認済みです。  
補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。
- 5番 まったく問題ありません。

事務局

続きまして、受付番号16番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ヲノ丸1823番1、地目は田、面積は登記面積が2,585㎡、実測面積が2,731.6㎡です。

位置図及び配置図は3ページから7ページ、現況写真は3ページと4ページをご覧ください。

申請地は、ポリテクカレッジ高知の東約300mに位置し、建築条件付宅地分譲11棟とするものです。

農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で、第2種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、東は赤線・青線を挟み同意のある田、西は赤線・青線を挟み宅地、南は香南市道を挟み宅地および同意のある田、北は同意のある田です。

造成につきましては、位置図及び配置図5ページと6ページの造成計画図のとおりですが、申請地は現況は平坦で、盛土はありません。なお、整地の際には現況から20cmの土を剥ぎ取りし、良質土に入れ替える計画で、敷地内新設道路はアスファルト舗装の計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、位置図および配置図7ページの排水計画図のように排水し、雨水については区画毎に雨水浸透枳を2つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。

なお、位置図および配置図7ページの排水計画図の中で、黄色のエリアは新設道路側溝を通り東側の青線へ排水、ピンク色のエリアは敷地内側溝を通り西側の青線へ排水、青色のエリアは南側の市道側溝へ排水されます。

排水に関しては地元の同意を得ており、南側香南市道側溝の改修および道路舗装工事については香南市建設課より承認済み、赤線・青線の整備工事については香南市住宅管財課より許可済みです。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年4月26日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ており、今後、香南市と開発協定を交わす見込みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番

開発そのものは問題ないと思いますが、いつも言われるように結局排水は下の吉川に流れていきます。農業委員会そのものが、この案件に対してどうするかはできないにしても、市もできるだけ被害が発生しないように配慮してもらいたいと思います。

事務局

続きまして、受付番号17番の説明を致します。

申請地は、野市町兎田字別当丸406番4、地目は田、面積は396㎡です。

位置図及び配置図は8ページから11ページ、現況写真は5ページと6ページをご覧ください。

申請地は中山田集落センターの北約230mに位置し、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は赤線を挟み同意のある畑、西は同意のある田、北は赤線を挟み同意のある田、南は宅地です。なお、現況写真の5ページの上段に黄色の点線で示したとおり、南側の406番2の宅地のうち一部は本申請の進入路として一体利用する計画です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農

地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、表土を約26センチ取り除き、同じ高さまで敷地用表土を敷き固めて整地し、進入路を除き境界部分は高さ約50センチのブロック擁壁を設置する計画です。

排水につきましては、位置図および配置図10ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側の市道側溝へ排水し、雨水は自然浸透で、溢れる分は生活雑排水と同様に南側の市道側溝へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、南側の市道側溝への排水管接続については香南市建設課より許可済みです。

また、申請地への通路として一体利用地となっている406番2の宅地の所有者からは、位置図及び配置図11ページのとおり、土地の通行に関する承諾を得ております。

なお、現況写真5ページの上段で青色に示したとおり、本件で南側の通路として一体利用する宅地406番2については、現状の登記地目が宅地となっているものの、もともとは農地であり、現地権者の個人住宅用地として令和2年7月15日に転用許可が下り、転用計画であった住宅を建築したばかりの土地です。

そのため、この南側宅地406番2については、1筆全体を個人住宅として転用するという許可当初の利用計画からは、その内容が変わってくるため、転用許可後の事業計画変更申請が必要であることを本年4月15日時点で高知県農業基盤課に確認済みです。

これを踏まえてご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。

1番 事務局が説明してくれましたように進入路の関係で変更をしないと県が許可しないとこの事で協議をお願いしたいと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。17番の案件につきまして協議いただきたいという説明がありましたので、先に審議します。何か質問はございませんか。

17番 進入路部分については貸借か売買かは決まっていないのですか。

事務局 名義を変えるつもりではあると聞いています。現状は航空写真の5ページの青で囲ったように敷地の一部ですので、所有者は違います。が、通行承諾はついております。通路部分の20.13㎡をゆくゆくは分筆をして、申請者の名義にする予定であります。

6番 令和2年の7月に転用許可が出てますよね、で今回進入路にわけてもらいたいという事ですが、用途変更の申請でいいという事なのですか。

事務局 県に確認したところ、変更申請すれば許可にならないものではないとのことですが、あくまで申請を出して審議してからのことですが、必ず許可になるとは現時点では言えませんので。

6番 そういう形で処理をしないと、成り立たないという事ですね。

事務局 重複しているのですが、今のままでは、許可にはならないが変更をかけると許可できないものではないと言う事です。測量図もありますので分筆して名義を変えようとはしています。その他の書類は整っておりますので通常であれば許可相当として意見書をあげるのですが、変更を出してもらわないといけないので、南側の土地の変更を適切に行う事を条件に今回の案件は許可相当というような意見書になるのが妥当ではないかと思えます。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら、転用許可の変更等に関する手続きを行う事を条件に許可相当という条件を付けた意見をあげるというので採決を取りたいと思えますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 5条17番1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、条件を付けて許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 引き続き、残りの5条2件につきまして審議いたします。何か質問はございませんか。

12番 受付番号16番ですが、先程補足説明もありましたが、開発審査会は通ったということですよ。排水について農業委員会として何か手立てはないものでしょうか。こういう問題は今後もあると思えますが何か方法はないですか。  
開発審査会に農業委員会は関係していますか。

事務局 開発審査会には外部の方は入っておりません。この問題は度々出てきますが、開発担当部署には、その都度こういう意見が出ていますということは伝えてはおりますが、農業委員会として何かと言う事に対しては、県の方にもこういう意見が出ていますということも伝えてはいます。他町村についても調査はしてみますが、おっしゃってることもわかりますが、現状では難しいのではないかと思います。開発の方も下の流域までみて計算するのは難しいと思います。大規模な開発については野市でもありましたが、調整池を地元の要望等により取っている場合もあります。審査会でもそういう判断をする場合はあるかもしれませんが、規模の大きくないもの等については、そこまでいえないと思います。意見を付けるとか、それにより許可同意に影響するかは県にも確認してみます。

13番 11番委員より以前話が出たとき、下流域の排水をくみ上げることはできないかといった事だったと思います。開発として、農業委員会から意見をというのも難しいと思えますけど、水量が多くなって下流域の農地に及ぼす影響等、そういう方面から排水をなんとかする方法はないかということあげていけば筋は通ると思います。

議長 人・農地プランの会合でも、この話は出ていました。これからどうしていくか取り組んでいかないといけないと思います。

13番 人・農地プランがどれ位のスピードで進んでいくかわかりませんが、委員からも意見が出ていますし、会長名で建議書をあげたらどうでしょうか。

1番 高規格道路の報道がありました。整備がすすめば水系も変わるのでは。そういった情報も入手してみてもいいでしょうか。

事務局 高規格道路の周辺整備については、地元からの要望を聞いて整備計画を作っています。水系が変わるまでの整備ではないと思います。情報はもらうようにします。

11番 以前は、話の中にも入っていたが、当時の話と変わっている部分もあるし、今は下の方には話がない。下の河川改修をしてもらわないと。

事務局 13番委員から、お話がありましたように農業委員会として会長名で建議をあげるということもできるので、新体制になったらするように協議します。

議長 他に質問はございませんか。

12番  
推進委員 下水は通って「ないのですか。

事務局 そこが、下水のエリアかどうかの確認はできていませんが、排水は合併浄化槽となっていますので、エリアかどうかわかりませんが下水ではないということです。

12番  
推進委員 下水があれば、つないでもらうようにしてもらいたい。

事務局 下水エリアについては推奨もしていますので、今回のところは下水は通っていないところだと思います。

議長 他にないようですので採決にはいります。5条2件許可に同意の方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 非農地証明願につきまして説明を致します。議案書は5ページをご覧ください。受付番号18番の説明を致します。申請地は、野市町父養寺字上リタテ23番1、地目は畑、面積は468㎡です。

位置図は12ページ、現況写真は7ページをご覧ください。

申請地は進入路がなかったため、平成10年、月日不詳より、申請地西側の宅地と一体利用し、現在に至ります。

補足説明があれば16番農業委員さんお願いします。

16番 現況写真の上段の見える家が母屋です。数年前から空家状態で住む予定もなく、ここも農地としてつかえる状態でないので問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号19番の説明を致します。

申請地は、野市町上岡字和佐田2492番1および2493番1、地目は田、面積は合計で503㎡です。

位置図は13ページ、現況写真は8ページから10ページをご覧ください。

申請地は、平成19年に相続により申請者が取得した土地ですが、申請者の母親により約35年前には、当時存在していた「志おん荘」の駐車場として雑種地として利用されて現在に至る、と申請書には記載されております。

ただし、現況写真10ページのとおり、少なくとも数年前までは2492番1の東半分は畑として利用されていたように見受けられますので、これを踏まえてご協議いただきますようよろしく願いいたします。

補足説明があれば14番農業委員さんが本日欠席ですので、14番推進委員さんお願いします。

14番 たしかに畑として使われているようです、2筆全部は厳しいと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、非農地証明は個別に採決したいと思います。18番の案件を先に審議します。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、非農地証明18番、1件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、19番の案件についてを審議します。何か質問はございませんか。

6番 一部に農地があるということですので、認めにくいと思います。

事務局 6番委員が言われたように、現況写真10ページの上が平成27年に下が平成21年に撮影したのですが、畑として使われているようですので20年以上前から非農地状態の基準を一部は満たしていないと判断されます。

議長 他にありませんか。

1番 申請者は県外ですが、親族等こちらにいますか、

事務局 申請者以外に管理されている方がいるかは不明ですが、現状は農地としてはつかわれていません。当時の耕作者は不明ですが農地であったということです。

7番 申請者は、ここをどうしたいということですか。

事務局 ここは、実際は北にある民間の保育所の駐車場として使われております。本来、転用許可ということになります。平成29年に農用地区域からの除外申請をし、その時点で違反転用状態であったので始末書付きで申請しています。その後、平成30年9月に除外が完了しましたが、申請が出ていませんでした。それを相手方に説明したところ転用ではなしに非農地証明が提出されたと言う事です。

6番 年数も経ってないし、非農地は認めれないので転用申請をだしてもらったということになる。それで指導したらと思います。

事務局 申請が提出された以上、審議をしなければいけませんし、現状がどうかということもありますので判断をしていただきたいと言う事です。

11番 非農地が無理なので、転用申請をしてくださいというような説明はできないのですか。

事務局 当然、その説明はしています。そのうえで提出される方もいます。そうなれば審議にかけないといけません。

議長 他にないようでしたら採決に入ります。  
非農地証明1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 挙手がありませんので、許可には同意しないと言う事に決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題といたします。  
事務局より説明を願います。

事務局 それでは、受付番号8番の説明を致します。  
申請地は野市町新宮字落合59番1外2筆、地目は田、面積は2,135㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は売買のためです。申請地は公売予定地であり、公売の結果、落札した方が耕作する予定です。

続きまして、受付番号9番の説明を致します。  
申請地は香我美町山北字フヨウ998番3外1筆、地目は田、面積は618㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。  
(なしの声)

議長 ないようでしたら、農地法第18条の規定による合意解約について2件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、申請通り許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

議長 全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定17件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①公売に参加するための買受適格証明の発行について、事務局より説明願います。

事務局 買受適格証明については、農地の競売や公売に参加するときに必要なとなります。買受適格証明は農地を取得できる資格があることを証明する書類で、買受適格証明願いが提出された場合、農業委員会で審査後、買受適格証明を発行することになっています。

今回提出されました買受適格証明願い1件につきまして、買受人は農家であり、農地を買い受ける適格者であると証明しております。先程、合意解約の8番で説明した土地も該当しております。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、報告ですので採決はいたしません。

続きまして②農地法第5条、受付番号6番の申請等の進捗報告について、事務局より説明願います。

事務局 本年3月2日に開催した、第2回総会で審議いただきました「農地法第5条申請の受付番号6番、土砂仮置場の一時転用申請、深淵の案件があったと思いますが、その後の進捗等をご報告いたします。

総会の時点では、現況写真11ページから13ページのとおり、申請者である株式会社 轟組が申請地とは別の土地、野市町西野の農地において土砂を置いた違反転用状態であり、「資力及び信用」があるとは言えないため、農業委員会としては「不許可相当」という意見書を上げていたものです。

その後、3月23日に開催されました常設審議委員会でも香南市と同様の判断で県へ上がっております。

また、農業委員会、常設審議委員会ともに不許可相当という意見で県へ回ったため、現状では許可にはならないため転用申請の取り下げ願を提出するよう県から促されて、申請者から4月1日付で当事務局を通じて取り下げ願が県へ提出されております。

ところがその後、轟組と県とが改めて協議したうえで、轟組が西野の違反転用状態の土砂を撤去することに決定し、その間は県も、転用申請および取り下げ願の処理を保留するとの連絡があり、4月12日には轟組から事務局へ違反転用地の土砂撤去完了の報告がありました。現況写真14ページ・15ページのとおり、土砂が撤去され元の農地へ現状復旧されていることは事務局でも確認しております。

その後、県が審査を保留しておりました転用申請につきまして、位置図・配置図の14ページのとおり、県から事務局へ「違反転用地の土砂が撤去されたことを踏まえての農業委員会の意見」について確認の連絡がありました。

これに対する農業委員会の意見としては「転用申請に対して農業委員会が不許可相当と判断した理由であった違反転用状態が解消されたため、当該申請のその他の内容は整っているため許可相当として差し支えない」と報告する予定です。

なお、当該申請に対して事務局へ4月15日に提出された「取り下げ願に対する取り下げ願」についても、不都合ないものとして県へ上げる予定ですので、ご報告いたします。

農地法第5条、受付番号6番の申請等の進捗報告は以上です。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

16番 申請しているのは、この案件ではないですよ、混乱するので説明を。

事務局 前に説明した時も、色々意見が出て、皆さんご理解されてない部分もあったかと思いますが、この申請案件というのは深淵の一時転用についての申請です。その申請者が別の土地で違反転用があったので信用がないということで不許可相当となっています。で、今回の写真は申請地ではなく、別に違反状態であったという土地になりますので、お間違えのないように。今回、信用がないとされた違反状態が解消されたので、許可して差し支えないと意見を出す報告です。

7番 申請していた案件については、改めて許可を出します。違反状態だったところも解消されたので、そちらも申請があれば置けると言う事ですよ。まだ、申請は出ていないという事ですか。

事務局 それは未だです。申請が間に合わないので撤去するしかないということでやっています。

議長 他にございませんか

議長 ないようでしたら、この意見でご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、この内容で県へ報告します。

議長            ないようでしたら、以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか

議長            ないようでしたら、最初にも申しましたが、思えば長いようで短い3年間でありました。委員の皆様、本当にご苦労様でした。今回勇退される委員さん本当にお疲れさまでした。

                 以上で第4回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

（ 閉会 14時54分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長